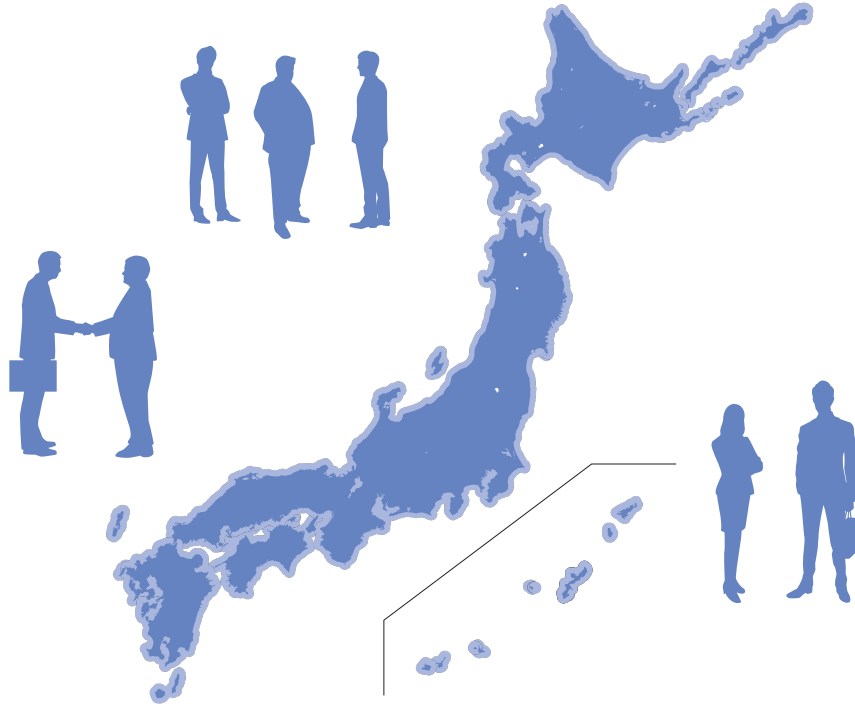


日本税理士会連合会の概要

日本税理士会連合会は、税理士の使命及び職責にかんがみ、税理士の義務の遵守及び税理士業務の改善進歩に資するため、税理士会及びその会員に対する指導、連絡及び監督に関する事務を行い、並びに税理士の登録に関する事務を行うことを目的として、税理士法で設立が義務づけられている団体である。

日本税理士会連合会は、全国15の税理士会にて構成されている。税理士は税理士会に所属することが法定されており、会員数は、約75,000人である。



税理士会連絡先一覧

北海道税理士会	〒064-8639	北海道札幌市中央区北3条西20-2-28	北海道税理士会館3階	TEL. 011-621-7101	http://www.do-zeirishikai.or.jp/
東北税理士会	〒984-0051	宮城県仙台市若林区新寺1-7-41		TEL. 022-293-0503	http://www.tohokuzeirishikai.or.jp/
関東信越税理士会	〒330-0854	埼玉県さいたま市大宮区桜木町4-333-13	OLSビル14階	TEL. 048-643-1661	http://www.kzei.or.jp/
千葉県税理士会	〒260-0024	千葉県千葉市中央区中央港1-16-12	税理士会館3階	TEL. 043-243-1201	http://www.chibazei.or.jp/
東京税理士会	〒151-8568	東京都渋谷区千駄ヶ谷5-10-6	東京税理士会館	TEL. 03-3356-4461	http://www.tokyozeirishikai.or.jp/
東京地方税理士会	〒220-0022	神奈川県横浜市西区花咲町4-106	税理士会館7階	TEL. 045-243-0511	http://www.tochizei.or.jp/
北陸税理士会	〒920-0022	石川県金沢市北安江3-4-6		TEL. 076-223-1841	http://www.hokurikuzei.or.jp/
東海税理士会	〒450-0003	愛知県名古屋市中村区名駅南2-14-19	住友生命名古屋ビル22階	TEL. 052-581-7508	http://www.tokaizei.or.jp/
名古屋税理士会	〒464-0841	愛知県名古屋市中区栄1-14	税理士会ビル4階	TEL. 052-752-7711	http://www.meizei.or.jp/
近畿税理士会	〒540-0012	大阪府大阪市中央区谷町1-5-4		TEL. 06-6941-6886	http://www.kinzei.or.jp/
中国税理士会	〒730-0036	広島県広島市中区袋町4-15		TEL. 082-246-0088	http://www.chuizei.or.jp/
四国税理士会	〒760-0017	香川県高松市番町2-7-12		TEL. 087-823-2515	http://www.shikokuzei.or.jp/
九州北部税理士会	〒812-0016	福岡県福岡市博多区博多駅南1-13-21	九州北部税理士会館3階	TEL. 092-473-8761	http://www.kyuhokuzei.or.jp/
南九州税理士会	〒862-0971	熊本県熊本市中央区大江5-17-5		TEL. 096-372-1151	http://www.nkzei.or.jp/
沖縄税理士会	〒901-0152	沖縄県那覇市字小嶽11831-1	沖縄産業支援センタービル7階	TEL. 098-859-6225	http://www.okizei.or.jp/
日本税理士会連合会	〒141-0032	東京都品川区大崎1-11-8	日本税理士会館8階	TEL. 03-5435-0931	http://www.nichizeiren.or.jp/

平成28年度

税制改正に関する 建議書の概要

税理士法第1条（税理士の使命）

税理士は、税務に関する専門家として、独立した公正な立場において、申告納税制度の理念にそって、納税義務者の信頼にこたえ、租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図ることを使命とする。

税理士法第49条の11（建議等）

税理士会は、税務行政その他租税又は税理士に関する制度について、権限のある官公署に建議し、又はその諮問に答申することができる。（※第49条の15により、日本税理士会連合会に準用されている。）

税制に対する基本的な視点

- (1) 公平な税負担 (2) 理解と納得のできる税制 (3) 必要最小限の事務負担
- (4) 時代に適合する税制 (5) 透明な税務行政

建議書の構成

- ・中長期的な視点から検討した税目ごとの「Ⅰ今後の税制改正についての基本的な考え方」
- ・全国15の税理士会及び本会の506項目の税制改正意見から32項目に集約した「Ⅱ税制改正建議項目」
- ※本紙では、特に重要かつ早期実現が必要と考える15の「重要建議・要望項目」を掲載（裏面）

今後の税制改正についての 基本的な考え方（抜粋）

中小法人税制

- ・中小法人の実態に十分配慮した各種税制の見直し
- ・所得の金額、純資産の額、資本金等の額、従業員の数などを加味した適正な中小法人の範囲の検討

所得税

- ・社会保障政策のあり方も考慮した所得税制の構築及び所得再分配機能の回復を図るための既存の各種措置の見直し

法人税

- ・国内産業の活性化を図るため、税率の一層の引下げが必要
- ・税率引下げによる税収減の補填のみならず、税負担の公平を図るための課税ベース構築を検討

消費税

- ・単一税率の維持
- ・逆進性対策は、社会保障・税一体改革の中で解決（給付付き税額控除の導入を検討）
- ・請求書等保存方式の維持

相続税・贈与税

- ・延納・物納手続き等の見直し及び周知拡大
- ・世代間の資産移転を促進するため、贈与税の負担軽減を検討

地方税

- ・各地方自治体の税収安定のための税制の構築
- ・中小企業への外形標準課税の不適用
- ・土地の固定資産税課税標準額に係る負担調整措置等の廃止を検討

納税環境整備

- ・納税者憲章の制定・税務調査の事前通知の弾力化・成年後見関連税制等の検討
- ・IT化の進展に合わせた税法全体の見直し

国際税制

- ・経済のボーダレス化による課税関係の混乱を回避するための国際協調
- ・電子商取引に対する恒久的施設（PE）を基準とした課税方式の見直し

震災対応税制

- ・税制に関する災害基本法を制定し、基本的な税制上の支援措置を体系的に明確化

平成28年度

税制改正に関する重要建議・要望項目



日本税理士会連合会
日本税理士政治連盟

最重要建議・要望項目

<消費税>

● 消費税の単一税率を維持すること。(今後の税制改正についての基本的な考え方)

消費税の引上げに伴ういわゆる逆進性への対応策として軽減税率の導入が検討されているが、軽減税率はその効果が高所得者により多く及ぶことや一定の税収確保のためには標準税率を引き上げるなどの措置を講じる必要があることなどから、極めて効率の悪い制度である。さらに、事業者の事務負担なども考慮すれば、消費税の単一税率は維持すべきである。

逆進性への対応策は、個人所得課税及び社会保障給付を合わせた社会保障・税一体改革の中で構築することが適切であり、個人所得課税における所得再分配機能の強化と社会保障・税番号制度の導入による社会保障給付の一律の効率化・重点化により対処すべきである。

<中小法人税制>

● 事業税の外形標準課税は中小法人には導入しないこと。(建議・要望項目1)

中小法人は、大法人と比較すると財務基盤が弱く欠損法人割合も高い。外形標準課税を中小法人に導入することは、担税力のない欠損法人の経営を圧迫し、さらには中小法人の雇用確保の問題にも影響を及ぼすことになるため、導入すべきではない。

<所得税>

● 所得税の給与所得控除・公的年金等控除を見直すこと。(建議・要望項目6(1)、7(2))

所得税における所得再分配機能及び財源調達機能を回復させる観点から、所得控除全体を見直す必要があるが、とりわけ給与所得控除額については、その構成を明らかにし、特定支出控除制度の拡充を検討したうえで縮減を検討すべきである。

公的年金等控除額についても、年齢による差異をなくし、その上限を設定するなどの見直しを行い、低所得者に配慮しつつ縮減の検討を行うべきである。

【中小法人税制】

1. 欠損金の控除限度額の縮減は中小法人に適用しないこと。(建議・要望項目2)

平成27年度税制改正で、中小法人以外の法人について、青色欠損金の控除限度額を所得金額の100分の50相当額まで段階的に引き下げるようになった。この控除限度額の引下げの適用は中小法人以外の法人に限定すべきであり、事業基盤の弱い中小法人については、業績回復の阻害要因とならないようにするために、欠損金の繰越控除制度における控除限度額の制限を設けるべきではない。

2. 減価償却方法について定率法と定額法の選択適用を維持すること。(建議・要望項目4)

法人が事業の用に供する車両や機械装置などの固定資産は、通常早期の経済的価値の減少が大きいものと認められる。また、金融機関の融資期間は法定耐用年数より短い事例が多い。減価償却方法の定額法への一本化は、設備投資額の早期費用化が抑制されることとなるため、特に中小法人にとっては設備投資意欲の減退を引き起こす懸念があるので、中小法人には定率法と定額法との選択適用を認めるべきである。

【所得税】

3. 所得控除を整理・簡素化すること。(建議・要望項目8)

所得控除が累次に拡充された結果、所得税の財源調達機能が低下している。また、所得控除は、超過累進税率の下で高所得者に有利に作用しているとの指摘がある。公平性の観点から税制と社会保障給付制度の機能を見直すとともに、政策的な控除は税額控除化も視野に入れて検討すべきである。

(1) 医療費控除

医療費控除は、従前と比べてその必要性は低くなっているにもかかわらず、社会的コストは膨大なものとなっており、社会保障制度の全般的な見直しの際には、その廃止も含めた検討が必要である。ただし、当面は、基礎的控除の見直しを前提に、現在の人口一人当たり国民医療費が30万円を超えていることに鑑み、30万円(総所得金額等が200万円未満である場合には総所得金額等の10%)程度に引き上げるべきである。

(2) 基礎控除・配偶者控除等

所得控除制度全体の見直しの中で基礎控除額の増額を行い、配偶者控除については働き方に中立的で就労に及ぼす影響が少なくなるような制度を検討すべきである。

(3) 年少扶養控除

児童手当のあり方を総合的に見直し、年少扶養控除の復活を検討すべきである。

4. 役員給与に係る給与所得控除について別途の基準を設けないこと。(建議・要望項目6(3))

役員給与に係る給与所得控除のあり方については、一般従業員とは別途の基準を設けるべきとの意見があるが、課税の公平の観点から適切でない。むしろ、一般従業員も含め、給与所得控除における概算経費部分の水準について見直すべきであり、あえて役員給与に対する課税のあり方を区別する必要はない。

5. 土地建物等の譲渡損益は、他の所得との損益通算を認めること。(建議・要望項目9)

平成16年度税制改正により、土地建物等の譲渡損益と他の所得との損益通算及び譲渡損失の繰越控除制度が廃止され、担税力を失った部分にも課税されることになった。また、これによって、遊休不動産の売却による流動化が阻害され、経済活性化への足かせとなっている。したがって、土地建物等の譲渡損益は、特別関係者への譲渡は適用除外とするなど一定の制限を設けた上で、他の所得との損益通算を認めるべきである。

【法人税】

6. 受取配当等はその全額を益金不算入にすること。(建議・要望項目11)

受取配当等の益金不算入制度は、二重課税を排除する趣旨で設けられたものであるから、「完全子法人株式会社等及び関連法人株式会社等」以外の株式等に係る受取配当等についても全額を益金不算入とするべきである。

7. 損金算入規定等について見直すこと。(建議・要望項目12)

(1) 役員給与

役員給与は職務執行の対価であるから、恣意性のあるもの等課税上の弊害があるものについてのみ損金の額に算入しないのが本来の姿である。したがって、損金不算入とする役員給与を明示したうえで、役員報酬及び賞与について株主総会等の決議によって事前に確定した金額の範囲までの部分については、経営者のモチベーションを高めるためにも、不当に高額なものを除き、原則として損金の額に算入すべきである。

(2) 退職給付引当金・賞与引当金

労働協約や就業規則等により退職金や賞与の支給が明確に規定されている場合は、将来において支出される蓋然性が高く、従業員に対する確定債務的な要素を有しているため、退職給付引当金及び賞与引当金繰入について、損金算入を認めるべきである。

適正期間損益計算を課税所得に反映させることは、税負担の平準化に有効であり、会社計算規則や中小法人の会計に関する諸規定においてもこれらの引当金の計上が求められている。

(3) 貸倒引当金

破産手続開始の申立て等の一定の事実が生じた個別評価対象貸倒引当金の繰入率については、0～数パーセントという実際の配当率等を参考にして現行の50%を見直す必要がある。

【消費税】

8. 基準期間制度を廃止し、すべての事業者を課税事業者として取り扱い、新たに小規模事業者に対する申告不要制度を創設すること。(建議・要望項目15)

前々年又は前々事業年度を基準期間として納税義務を判定する基準期間制度は、その課税期間の課税売上高が多額であっても免税事業者になる場合があるなどの不合理があり、数次の改正を経た現在でもなお、根本的には解決されていない。そのため、基準期間制度を廃止し、すべての事業者を課税事業者として取り扱うこととした上で、その課税期間の課税売上高が1,000万円以下の小規模事業者については申告・納付を不要とする申告不要制度を創設すべきである。

9. 簡易課税制度のみなし仕入率を引き下げ、設備投資に対する別枠での控除を認めること。(建議・要望項目16)

現行の簡易課税制度は、のみなし仕入率が実際の課税仕入率を上回ることなどにより、益税の問題が指摘されている。納税事務負担の軽減という本来の趣旨を明確にするため、のみなし仕入率を設備投資を考慮しない水準に引き下げ、一定額以上の設備投資については別枠での控除を認めることが適当である。

【相続税・贈与税】

10. 取引相場のない株式等の評価の適正化を図ること。(建議・要望項目20)

取引相場のない株式の評価については、①相続開始前3年以内に取得した土地等と建物等についても通常の評価とすること、②評価会社が退職給付債務を負っている場合は、一定額を負債とすること、③土地保有特定会社等の特殊な評価方法を見直すことが必要である。

【納税環境整備・その他】

11. 給与等の支払いを受ける者に交付する源泉徴収票への個人番号の記載を原則不要とすること(建議・要望項目28(3))

所得税法施行規則により、受給者交付用の源泉徴収票への個人番号の記載が義務付けられている。しかし、源泉徴収票を外部に提出する必要がある場合、受給者が交付された源泉徴収票の個人番号を非表示にする処理を行わなくてはならない。このような不合理を排除するために、受給者交付用の源泉徴収票には個人番号の記載を原則不要とし、受給者からの申出があった場合にのみ例外的に個人番号を記載することができるようにすべきである。

【震災対応税制】

12. 災害基本法の制定及び震災特例法への追加措置を行うこと。(今後の税制改正についての基本的な考え方、建議・要望項目32)

わが国は、今般の東日本大震災のような大規模震災等がいつ発生してもおかしくない状況にある。現行のように大災害が発生してから災害特例法を立法化し対応するのは迅速性に欠け、また税体系としての整合性に欠ける結果を招きかねない。国家規模の災害危機管理体制整備の一環として、税制においても恒久法として「災害税制に関する基本法」を立法化すべきである。

また、以下の3項目については、速やかに震災特例法への追加措置を行うべきである。

(1) 災害損失控除の創設

(2) 原子力損害賠償制度による損失と収入の平準化等の措置

(3) 東日本大震災復興特別区域法の適用要件の緩和